

特別災害ローン(無担保)のご案内

東日本大震災で被災された方々へ心よりお見舞い申し上げます。

当庫では、被災者の方々に対しまして生活再建と復旧を支援するため「特別災害ローン(無担保)」の取扱いをしておりますので、ご案内いたします。

特別災害ローン(無担保)の概要

2016年10月1日現在

項目	詳細内容
融資対象者	東日本大震災により被災された方で当金庫の取引資格を満たす方
資金用途	本人(もしくは配偶者、親・子などの一親等以内の親族を含む)の東日本大震災にかかる復旧等に要する生活資金。
融資限度額	最高500万円 ※住宅関連資金のお借入れの場合、最高1,000万円 ※雇用形態により限度額が異なります
返済期間	最長10年 ※住宅関連資金のお借入れの場合、最長15年
融資金利	固定金利 団体会員の方 年1.20%、団体会員以外の方 年1.60%
保証	○当金庫指定の保証機関(一般社団法人 日本労働者信用基金協会)をご利用いただきます。 ○原則として保証人は不要です。 ○保証料は当金庫が負担いたします。
必要資料	借入申込書・ご本人確認書類等のほかに公的機関の発行する「罹災証明書」または「罹災証明書に準ずる書類」の提出が必要となります。 ※団体会員の方は「罹災証明書」または「罹災証明書に準ずる書類」の提出が出来ない場合は当庫所定の「利用申込書」を提出いただきます。
お取扱期間	2019年3月末までにお申込みを受付け、実行するご融資が対象となります。

「団体会員の方」とは東北労働金庫に出資いただいている、以下の団体をいいます。

①労働組合②国家公務員・地方公務員等の団体③勤労者のための福利共済活動を目的とする団体で一定の条件を満たす団体(同一企業の団体に限りません)。

※ 当庫および他金融機関でご利用いただいているローンの借換資金にはご利用いただけません。

※ 店頭でご希望にあわせたご返済額の試算をいたします。

※ 審査の結果によりローン利用のご希望に添えない場合がありますのでご了承ください。

※ 店頭で説明書をご用意しています。詳しくは、お近くのろうきん窓口にお問い合わせください。